

秋田県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	自然 公園 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1510025	若美	ワカミ	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○				S57.3.13	H2.2.14	半島
1510030	加茂	カモ	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○	○			S34.12.15		半島
1510035	門前	モンゼン	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○	○			S57.3.13	H17.4.26	半島
1510040	脇本	ワキモト	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○		○		S28.5.28		半島
1510050	船越	フナコシ	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県						S28.5.28		半島
1510060	五里合	イリアイ	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○				S44.9.6		半島
1510065	湯之尻	ユノシ	1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○	○			S47.3.29		半島
1510070	潟上	カカミ	1	潟上市及び男鹿市	潟上市	秋 田 県						H28.11.18		半島
1510075	道川	ミチカワ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○				S61.11.17	H18.12.12	
1510080	松ヶ崎	マツガサキ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○				S41.11.18	S63.10.5	
1510090	本荘	ホンジョウ	1	由利本荘市	秋田県	秋 田 県				○		S26.7.10	H28.11.16	
1510100	西目	ニシメ	1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○				S43.3.30	H18.12.12	
1510110	小砂川	コサガワ	1	にかほ市	にかほ市	秋 田 県		○	○			S26.11.14		
1510120	八郎湖	ハチロウコ	1	南秋田郡八郎潟町	秋田県	秋 田 県						S43.3.30		(内水面)
1520010	岩館	イワダテ	2	山本郡八峰町	秋田県	秋 田 県		○				S26.7.10	H18.10.27	
1520020	八森	ハチモリ	2	山本郡八峰町	秋田県	秋 田 県		○				S26.7.10	H18.10.27	
1520030	島	ハタ	2	男鹿市	秋田県	秋 田 県	2	○	○			S26.11.14	H18.10.27	半島
1520040	平沢	ヒラサワ	2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○		○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1520050	金浦	コノウラ	2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○		○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1520060	象潟	キサカタ	2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○		○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1530010	椿(船川港)	ツバキ(フナガワミナト)	3	男鹿市	秋田県	秋 田 県		○	○			S26.7.10	H17.10.26	半島
1540010	北浦	キタウラ	4	男鹿市	秋田県	秋 田 県		○		○		S26.7.10	H17.10.26	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。